

公立大学法人滋賀県立大学教員の発明等に関する規程

平成 18 年 4 月 1 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第 45 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学(以下「大学」という。)の教員(学長、副学長、教授、准教授、講師(非常勤である者を除く。)、助教および助手をいう。以下同じ。)がその職務に関連してした発明、考案、意匠の創作、品種の育成およびプログラム等の創作にかかる権利を大学に譲渡する手続について必要な事項を定め、もって学術研究の成果の社会的活用を図るとともに、学術研究の振興に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職務発明 教員が職務に関連して大学の資金、施設、設備その他資源を使用して行った研究により生じた発明(特許法(昭和 34 年法律第 121 号)第 2 条第 1 項に規定する発明をいう。以下同じ。)をいう。
- (2) 学部長等 学部長、全学共通教育推進機構長および附属施設長をいう。
- (3) 発明者 職務発明をした教員をいう。
- (4) プログラム等 著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 条第 1 項第 10 号の 2 に規定するプログラムおよび著作権法第 2 条第 1 項第 10 号の 3 に規定するデータベースをいう。
- (5) プログラム等の著作権 プログラム等にかかる著作権法第 21 条から第 28 条に規定する権利および外国における当該各権利に相当する権利をいう。

(権利の承継)

第 3 条 大学は、教員の職務発明について、この規程の定めるところにより特許を受ける権利または特許権を承継することができる。

(発明の届出)

第 4 条 教員は、職務発明をしたときは、速やかに職務発明届(別記様式第 1 号)に関係書類を添え、学部長等を経由して理事長に届け出るものとする。この場合において、学部長等は、意見書(別記様式第 2 号)を添えて提出するものとする。

2 大学の研究に関連し創作したプログラム等の著作権にかかる第 1 項の届出については、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 共同研究契約および受託研究契約に基づく研究の成果として創作したプログラム等であって有償で第三者の企業等に利用させる場合

(2) 特許出願にかかる発明の実施に有用な場合

(3) その他必要と認める場合

(権利承継の決定)

第5条 理事長は、前条の規定による届出があったときは、当該職務発明について大学が特許を受ける権利を承継するかどうかを決定するものとする。この場合において、発明者が既に特許権を取得しているときは、理事長は、当該特許権を大学が承継するかどうかを決定するものとする。

2 理事長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかにその旨を文書により学部長等を経由して発明者に通知するものとする。

3 理事長は第1項の規定による決定を行うにあたっては、発明委員会に諮問し、その答申を踏まえるものとする。

(権利譲渡の義務)

第6条 発明者は、職務発明について理事長が前条第1項の規定により特許を受ける権利または特許権を大学が承継すると決定したときは、速やかに譲渡書(別記様式第3号)を学部長等を経由して理事長に提出し、当該権利を大学に譲渡しなければならない。

(特許の出願等)

第7条 理事長は、前条の規定により特許を受ける権利を大学が承継したときは、速やかに特許の出願および出願審査の請求を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、出願審査を受ける必要がないと認める場合には、出願審査の請求をしないことができる。

3 発明者は、職務発明について、理事長が第5条第1項の規定により特許を受ける権利を大学が承継しないと決定した後でなければ特許の出願を行ってはならない。ただし、緊急に特許の出願を行う必要があるときは、この限りでない。

4 発明者は、前項ただし書の規定により特許の出願を行ったときは、速かに個人特許出願届(別記様式第4号)に関係書類を添え、学部長等を経由して理事長に提出しなければならない。

(外国特許権の取得)

第8条 理事長は、第6条の規定により大学が承継した特許を受ける権利または特許権に係る職務発明について、外国特許権の取得の決定を行うことができる。

(第三者への権利譲渡等の制限)

第9条 発明者は、職務発明について、理事長が第5条第1項の規定により特許を受ける権利もしくは特許権を大学が承継しないと決定した後でなければ当該職務発明に係る特許を受ける権利もしくは特許権を第三者に譲渡し、または当該職務発明に係る特許権について第三者のために専用実施権を設定し、もしくは第三者に通常実施権を許諾してはならない。

(補償金の支払)

第 10 条 理事長は、大学が発明者から特許を受ける権利を承継して特許権を取得し、または職務発明に係る特許権を承継したときは、当該発明者に対し、権利 1 件につき 10,000 円の補償金を支払うものとする。

2 理事長は、大学が職務発明に係る特許権の運用により収入を得たときは、当該職務発明の発明者に対し、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間の収入の合計額を次の各号に掲げる金額に区分し、それぞれの金額に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を合算して得た額の補償金を支払うものとする。

(1) 30 万円以下の金額 100 分の 30

(2) 30 万円を超え 50 万円以下の金額 100 分の 20

(3) 50 万円を超え 100 万円以下の金額 100 分の 10

(4) 100 万円を超える金額 100 分の 5

3 理事長は、大学が職務発明に係る特許を受ける権利または特許権を譲渡して収入を得たときは、当該職務発明の発明者に対し、当該収入の額に 100 分の 30 を乗じて得た額の補償金を支払うものとする。

4 理事長は、特別の事情により前 2 項の規定により難しい場合における補償金の額については、別に定めることができる。

(補償金の支払決定通知)

第 11 条 理事長は、前条の規定による補償金の支払を決定したときは、速やかに、その旨を文書により学部長等を経由して発明者に通知するものとする。

(共同発明者に対する補償金)

第 12 条 第 10 条に規定する補償金は、当該補償金の支払を受ける権利を有する発明者が 2 人以上あるときは、それぞれの持分に応じて支払うものとする。

(発明者の負担した出願費用)

第 13 条 理事長は、大学が第 6 条の規定により発明者から特許を受ける権利または特許権を承継した場合において、当該発明者が既に出願手数料その他の特許の出願に要する費用を支出したときは、当該発明者の申出により、理事長が必要と認める範囲内において当該費用に相当する額を当該発明者に支払うことができる。

(退職したときの補償金)

第 14 条 第 10 条に規定する補償金および前条に規定する費用に支払を受ける権利は、当該権利を有する発明者が退職した後も存続する。

(不服の申出)

第 15 条 発明者は、第 5 条第 1 項の規定による特許を受ける権利または特許権の承継に係る決定について不服があるときは、同第 2 項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に不服申出書(別記様式第 5 号)を学部長等を経

由して理事長に提出することができる。

- 2 発明者は、第 10 条第 2 項もしくは第 3 項の規定による補償金の支払に係る決定または第 13 条の規定により認められた費用の額について不服があるときは、第 11 条の規定による通知を受けた日または第 13 条の規定による支払を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に不服申出書を学部長等を經由して理事長に提出することができる。
- 3 理事長は、第 1 項および前項の規定による不服の申出を受けたときは当該不服の申出に対する決定を行い、当該不服の申出を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、その結果を学部長等を經由して当該不服の申出を行った発明者に通知するものとする。
- 4 理事長は、前項の規定による決定を行うにあたっては、発明委員会に諮問し、その答申を踏まえるものとする。

(発明委員会)

第 16 条 大学に発明委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、理事長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 第 5 条第 1 項の規定による特許を受ける権利または特許権の承継に係る決定に関する事項
 - (2) 第 15 条第 3 項の規定による不服の申出に対する決定に関する事項
 - (3) その他理事長が必要と認める事項
- 3 委員会の組織および運営に関する事項は、理事長が別に定める。

(秘密の保持)

第 17 条 発明者、当該発明者の所属する学部長等その他職務上職務発明に係のある者は、当該職務発明の内容その他発明者および大学の利害に係のある事項について、当該職務発明の出願が受理されるまで、その秘密を漏らしてはならない。

(実用新案、意匠、品種の育成およびプログラム等の創作に関する準用)

第 18 条 第 2 条から前条までの規定は、教員がその勤務に関してした実用新案法(昭和 34 年法律第 123 号)第 2 条第 1 項に規定する考案、意匠法(昭和 34 年法律第 125 号)第 3 条第 1 項に規定する意匠の創作、種苗法(平成 10 年法律第 83 号)第 3 条第 1 項に規定する品種の育成およびプログラム等の創作について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「10,000 円」とあるのは、「5,000 円」と読み替えるものとする。

(その他)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。